

PCB 使用電気機器の移設に関する基本事項

1. PCB 使用電気機器の使用の禁止

(1) 「電気設備に関する技術基準を定める省令」第 19 条の 9 では PCB を含有する絶縁油を使用する電気機械器具を新しく電路に設置することは禁止されています。従来から使用のものは除外される。

2. 使用済み PCB 使用電気機器の保管の義務

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃掃法)では、使用済みの PCB 使用電気機器は、特別管理産業廃棄物となり、保管が義務付けられている。

廃 PCB 等 (廃 PCB、PCB を含む廃油)

PCB 汚染物 (PCB が塗布、または染み込んだ物)

PCB 処理物

(2) 事業者はその特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上、支障のないようにこれを保管しなければならない

(3) 特別管理産業廃棄物保管基準

保管場所には周囲に囲いが設けられ、見やすい場所に特別管理産業廃棄物の保管場所であること、種類、管理者の名称、連絡先の表示がされていること。(60 cm × 60 cm)

PCB 使用電気機器には PCB が含有されていることを認識できる耐久性のある材質を用いたラベルを見やすい場所に貼る。

保管の場所から、当該特別管理産業廃棄物が飛散、流失し、地下に浸透、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

保管の場所からねずみ、蚊、はえ、その他害虫が発生しないようにすること。

特別管理産業廃棄物に他のものが混入することがないように、仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置をすること。

イ. 廃 PCB 等、PCB 汚染物または、PCB 処理物にあつては、容器に入れ、密閉すること等、PCB 揮発のために必要な措置及び、当該特別管理産業廃棄物が高温にさらされないための措置。

ロ. PCB 汚染物または、PCB 処理物にあつては、腐食防止のための必要な措置。

3. 運搬に関する注意事項

事業者は自らその特別管理産業廃棄物の運搬または処分を行う場合、【廃掃法 12 条の 2 第 1 項】に従わなければならない。

事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合、運搬の場合、【廃掃法 14 条の 4 第 8 項】に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託しなければならない。

4. 都道府県知事及び政令市長への報告書提出義務等

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書

廃 PCB 等、PCB 汚染物または、PCB 処理物を保管している事業者は、特別管理産業廃棄

物管理責任者を設置し、30 日以内に所定の様式による報告書を管轄の都道府県知事に提出する義務がある。

特別管理産業廃棄物管理責任者は厚生省令で定める資格を有する者であること。

(2) 特別管理産業廃棄物処理実績報告書

保管中の PCB 使用電気機器に関しても処理実績報告書により報告することが必要。

3 月 31 日以前の 1 年間について所定の様式による報告書を管轄の都道府県知事に提出する義務がある。

(3) 備考

保管場所の変更等には各地方自治体において自治体毎の所定の書式に基づく書類をその都度提出するよう、定められている場合がある。

(財)電気絶縁物処理協会でも廃掃法とは別に通商産業省の指導により PCB 使用電気機器の適正保管管理が行われるように努めている。については、【PCB 使用電気機器保有状況調査票】の変更があった場合、それに伴う変更届を提出しなければならない。

5. 管理及び保管

(1) 【特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書】に記載されている責任者とは別に、使用中、または保管中の PCB 使用電気機器を所有している事業者は PCB 使用電気機器の管理責任者を定めてください。この場合、法令上の資格の有無は問われず、兼務も差し支えない。

(2) 廃掃法の規定に基づく帳簿のほか、PCB 使用電気機器管理台帳を作成・保有し、処理が行われる間、管理すること。

有限会社 飯 盛 商 店

横浜市金沢区鳥浜町 1 2 - 1 4

T E L : 0 4 5 - 7 7 3 - 9 1 8 8

F A X : 0 4 5 - 7 7 3 - 0 9 9 6

<http://www.iimori.co.jp>

E-Mail info@iimori.co.jp

履歴

2005/07/21 W E B 公開

2008/09/05 P D F 公開